

令和7年度静岡市協働パイロット事業 募集要項

1 目的及び事業概要

静岡市と市民活動団体の協働を進めるために、その試行的な事業として静岡市協働パイロット事業（以下、「パイロット事業」といいます。）を実施します。

※パイロットとは、試験的に行うもの、先行するものという意味があります。

パイロット事業では、市（市民自治推進課）と市民活動団体が委託契約を締結し、協働事業担当課（各所管課）と役割分担して協働事業に取り組みます。パイロット事業実施により効果が認められた場合は、協働事業担当課との本格的な協働事業実施を目指します。

2 本事業における定義

（1）市民活動

市民が営利を目的とせず、社会的課題の解決に取り組む公益のための活動

（2）協働

社会的な課題を、社会全体の中で市民一人ひとりと行政がそれぞれ分担すること

（3）協働事業

市と市民活動団体が、それぞれ自らの果たすべき役割及び責務を自覚して、自主性を相互に尊重しながら、協力し合い、又は補完し合って行う事業

3 応募資格

静岡市内に主たる事務所を有し、次のいずれかに該当する団体は、パイロット事業に応募することができます。なお、1団体あたりの企画提案数に制限はありませんので、複数の事業の企画提案をすることが可能です。また、複数の団体による共同提案も可能です。その際、共同して提案を行うすべての提案団体が応募資格を満たす必要があります。

（1）特定非営利活動法人（以下、「NPO 法人」といいます。）

（2）市民活動を行っている団体で、以下のすべての項目に該当するもの（自治会・町内会等の地縁組織も応募ができます。）

- ① 5人以上の構成員で組織していること
- ② 特定非営利活動促進法第2条第2項第2号に該当すること（参考1）
- ③ 組織の運営に関する定款や会則又はそれに準ずるものを備えていること
- ④ 予算及び決算の処理を適切に行っていること
- ⑤ 活動内容や会計処理に関する情報が公開できるよう整理されていること
- ⑥ 委託業務を的確に遂行する能力を有することが事業報告書・決算書等の書類で確認できること

- ⑦ 暴力団員等（静岡市暴力団排除条例（平成 25 年静岡市条例第 11 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）、暴力団員（同条第 2 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）及び暴力団員等と密接な関係を有するものでないこと。

（参考 1）

特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項第 2 号

- ② その行う活動が次のいずれにも該当する団体であること。
- イ 宗教の教義を広め、儀式行事を行い、及び信者を教化育成することを主たる目的とするものでないこと。
- ロ 政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対することを主たる目的とするものでないこと。
- ハ 特定の公職（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 3 条に規定する公職をいう。以下同じ。）の候補者（当該候補者になろうとする者を含む。以下同じ。）若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対することを目的とするものでないこと。

4 契約期間

令和 7 年 6 月以降から令和 8 年 3 月末まで

審査委員会による審査を経て、市が採択事業を選定した後、団体、協働事業担当課、市民自治推進課での協議により仕様書等の内容を決定し、契約締結後に事業委託開始となります。

なお、契約締結に要する時間によって委託開始時期が前後する場合があります。

5 新規事業

（1）採択事業数

採択事業数に制限を設けず、予算の範囲内で複数の事業を採択します。

本年度の事業予算額は約 300 万円（予定、継続事業含む（10 継続事業））です。

（2）事業費

企画の提案にあたり、事業実施にかかる見積額を提示していただきます。1 事業あたりの事業費に上限は設けません。パイロット事業は、活動のための補助金ではありませんので、事業の内容と見積金額の根拠を明確に示すよう努めてください。

（3）募集事業

募集する事業は、次のテーマに即したものです。いずれのテーマを選択しても採択に関する審査に影響はありません。

- ①「課題テーマ」…市が提示する課題テーマに応じる協働事業
- ②「自由テーマ」…分野を問わず、社会的課題の解決のための協働事業

(4) 事業期間

パイロット事業終了後の本格実施のために必要があると認められる事業について、審査委員会の審査を経て、翌年度も継続して事業を実施できる場合があります（継続事業）。事業期間2年を希望する団体は、企画提案書等に2年間全体の計画を記載してください（事業の継続を担保するものではありません）。

(5) 注意事項

次のいずれかに該当する事業は募集の対象としません。

- ① 特定の個人や団体のみが利益を受ける事業
- ② 学術的な研究事業
- ③ 地区住民の親睦のみを目的とした交流イベントなどの事業
- ④ 他の機関からの助成を受ける事業
- ⑤ 政治、宗教、営利を目的とする事業

6 新規事業応募手続

(1) 応募申込

事業の提案を行う団体は、次の各号の書類を、令和7年3月28日（金）17時まで
に市民自治推進課にご提出ください。ただし、本市が所轄庁であり、既に書類を提出
済みである NPO 法人については、②、③、⑤の提出は不要です。

なお、提出された書類は返還しません。

- ① 協働パイロット事業応募申込書（様式1）
- ② 団体の定款、会則又はこれらに準じるもの
- ③ 前事業年度の事業報告書・決算書
- ④ 最新の事業計画書・予算書
- ⑤ 最新の社員（会員）名簿（少なくとも5人の所属が確認できるもの）

(2) 企画提案書等提出

応募申込を行った団体は、次の各号の書類を令和7年4月18日（金）17時までに
市民自治推進課にご提出ください。なお、提出された書類は返還しません。

※企画提案書を作成する際には、協働事業担当課と事前相談をしてください。協働事
業担当課とのマッチング、調整等は市民自治推進課が行いますのでご相談ください。

- ① 企画提案申込書（様式2）
- ② 企画提案書（様式3）
- ③ 見積書（様式4）
- ④ その他市が必要と認めるもの

7 新規事業募集期間

	応募手続	期 間	提出書類
1	応募（エントリー）	令和7年3月3日（月）から 令和7年3月28日（金）17時まで	協働パイロット事業 応募申込書
2	企画提案書等提出	協働パイロット事業応募申込書提出後から 令和7年4月18日（金）17時まで	企画提案書等

8 新規事業採択

事業の採択は、市が設置する静岡市協働パイロット事業審査委員会による各審査を経て市が行います。審査の手順は次のとおりです。

- (1) 受付（資格審査） 実施時期：団体から企画提案書等が提出され次第随時
市民自治推進課に提出された企画提案書等について、書類の形式が整っているかどうか、また、応募資格を満たす団体であるかを確認します。
- (2) 新規事業一次審査 実施時期：令和7年5月16日予定
静岡市協働パイロット事業審査委員会による書類審査です。審査委員会は、提出された書類の内容、協働事業担当課の意見等を参考にして、（9 審査の視点）の評価視点に基づき審査し、二次審査の対象となる事業を選定します。
- (3) 新規事業二次審査 実施時期：令和7年6月6日予定
静岡市協働パイロット事業審査委員会による面接審査です。一次審査で選定された事業の提案団体に対して、プレゼンテーション及び質疑応答による面接審査を実施し、採択事業の候補を決定します。なお、新規事業二次審査の実施は当日限りとし、予備日を設ける予定はありません。
- (4) 事業採択
市は、静岡市協働パイロット事業審査委員会による審査の結果に基づき、事業を採択します。

9 新規事業の審査の視点

提案された事業は、次の視点に基づき審査します。

- (1) 市民ニーズや社会的課題を適切に把握しているか
- (2) 協働事業にふさわしいか
- (3) NPOの先駆性・創造性を活かした事業か
- (4) 実行性が十分に感じられるか
- (5) 予算の見積りは適正か
- (6) 本格実施への発展性が見込める事業か

10 継続事業

静岡市協働パイロット事業終了後の本格実施のために必要があると認められる事業について、審査委員会の審査を経て、翌年度も継続して事業を実施できる場合があります。令和6年度に新規事業として採択された事業を継続する場合の手続の流れは次のとおりです。

(1) 継続実施の意思確認

市民自治推進課は、協働事業担当課に対して継続実施の意思を確認し、希望があった事業についてのみ団体に意思確認を行います。(令和7年2月頃)

(2) 資料の作成及び提出

協働事業担当課及び団体双方に継続実施の意思がある場合、団体は、協働事業担当課と協力して次の資料を作成し、令和7年4月18日(金)17時までに市民自治推進課に提出してください。

① 継続事業計画書(様式5)

② 継続事業見積書(様式6)

(3) 協働事業担当課の意見の提出

上記(2)の提出が確認された後、市民自治推進課は、協働事業担当課に対して、当該資料を提供し、協働事業担当課から、継続実施について意見を伺います。

(4) 審査 実施時期：令和7年5月16日予定

静岡市協働パイロット事業審査委員会による書類審査です。審査委員会は、提出された書類の内容、協働事業担当課の意見等を参考に、協議により採択候補の事業を仮決定します。

なお、必要に応じて二次審査を行う場合があります(令和7年6月6日予定)。対象となる場合は別途連絡します。

(5) 決定

審査委員会は、新規事業二次審査の結果を踏まえ、協議により仮決定とした事業から採択候補の事業を決定します。

(6) 事業採択

市は、静岡市協働パイロット事業審査委員会による審査の結果に基づき、採択します。

11 継続事業の審査の視点

提案された事業は、次の視点に基づき審査します。

- (1) 初年度事業について、社会的課題の解決に対して一定の成果が認められるか。
- (2) 初年度事業の成果を踏まえた事業提案となっているか。
- (3) 本格実施への発展性が見込める事業か。
- (4) 予算の見積りは適正か。

12 事業費の積算

事業費の積算について、次の事項に留意してください。

- (1) パイロット事業は、補助金交付制度ではありません。単なる団体の活動の補助として必要な経費を記載するのではなく、協働事業の実施にあたり必要な経費を根拠とともに提示してください。
- (2) 原則として、委託事業の主要部分を第三者に再委託する費用、又はこれに準ずる費用の支出は認めません。
- (3) 事務管理費は、委託金額の20%以内とします。
- (4) 見積金額には、必ず消費税を計上してください（消費税は10%にて計算）。
- (5) 市と団体の協議の上、市が適当と認める金額については、前金払いとすることができます。

13 審査委員会

静岡市協働パイロット事業審査委員会は、市民活動に関し優れた識見を有する者及び市職員をもって組織します。企画提案団体に所属している者又は企画提案団体と密接な関係があると市が認める者は、審査に加わるできません。

14 情報公開

本事業に関する書類等は、原則として公開とします。また、審査の結果及び講評は市のホームページで公開します。

15 完了報告

事業を実施した団体は、委託業務完了後、速やかに委託業務完了報告書を作成し、市民自治推進課に提出してください。なお、委託業務完了報告書の作成は、協働事業担当課と協力して行ってください。

16 その他

- (1) 本事業の実施は、本事業に係る令和7年度静岡市一般会計予算が令和7年3月31日までに可決することで決定します。
- (2) 本事業は、市と受託者間の委託契約により実施する委託事業であることから、法人税法上の収益事業（請負業）に該当します。収益事業を行う団体に対しては法人税が課税されますのでご注意ください。

なお、当該事業について、契約書に実費弁償（その委託により委託者から受ける金額が当該業務のために必要な費用の額を超えないことをいいます。）により行われることを明記した上、そのことについてあらかじめ所轄税務署長の確認を受けることで、収益事業に該当しないものとして取り扱うことができます。詳細については、市

民自治推進課にお問い合わせください。

(3) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定めることとします。